

# T-HRM-ES 2009-1

Win-Win 関係構築 ESコンサルティング  
WISDOM and CREATION  
<http://www.t-hrm.com>

発行 T-HRM 田中事務所  
〒468-0043 名古屋市天白区菅田 2-1403  
特定社会保険労務士/ESトレーナー/行政書士  
田中 智 Satoshi Tanaka  
TEL: 052-806-2700 FAX: 052-806-2723  
E-mail: [info@t-hrm.com](mailto:info@t-hrm.com)  
T-HRM 通信 1月号 1月5日発行

新年明けまして、おめでとうございます。気持ちを新たに頑張って参ります。  
本年もどうぞ宜しくお願い申し上げます。

5日 小寒, 7日 七草, 12日 成人の日, 20日大寒

## January 改正情報・案内



① 被保険者やその被扶養者が出産したときに支給される一時金は、35万円となっていたのですが、平成21年1月から産科医療補償制度に加入する医療機関等において出産したときは、産科医療補償制度に係る費用が上乘せられ、**38万円**となります。

② 高額療養費は、保険者ごとに月単位で計算することとされており、75歳になり長寿医療制度（後期高齢者医療制度）の被保険者となった場合、75歳の誕生月においては、誕生日前の医療費と誕生日後の医療費について、健康保険制度と長寿医療制度でそれぞれ自己負担限度額が適用されますが、平成21年1月からは、この自己負担限度額は個人単位で両制度のいずれも本来額の**2分の1**の額が適用されることとなります。ただし、75歳の誕生日がその月の初日の場合は適用されません。70～74歳の方については、被扶養者が長寿医療制度の被保険者となることに伴い、収入が変わらないにもかかわらず、現役並み所得者と判定される場合（一部負担金が3割負担になる）がありました。平成21年1月からは、この判定基準が変更され、被扶養者であった方との年収の合計が520万円未満の場合は、申請により**1割負担**となります。平成22年3月までは一部負担金の引上げの凍結措置の継続により2割負担のところは1割負担となります。

③ 中小企業における障害者雇用の促進を柱とする改正障害者雇用促進法が12/19、参院本会議で可決成立しました。これにより、障害者の法定雇用率(従業員数の1.8%)を達成していない企業に課される納付金について、従業員300人以下の企業も段階的に支払対象に含まれます。このほか、短時間労働の障害者も雇用率の算定に加えることが可能となります。一部を除き2009年4月から施行予定。

## 2. 名言名句

「人生は考え次第で明るくも暗くもなります。  
その選択権はあなたにあります。」(J.マーフィ)

## 3. 法律ワンポイント

緊急雇用対策関連 **雇用調整助成金等の拡充等**

非正規労働者等の雇止め・解雇や新規学卒者の内定取消しなど一層の雇用の悪化が懸念されており、厚生労働省では、事業活動の縮小を余儀なくされたにもかかわらず、その雇用する労働者(新規学卒者を含む)について、休業、教育訓練又は出向を行うことにより雇用維持に努力する事業主に対する支援措置として、**雇用調整助成金の見直し**を更に行うこととしました。＜緩和後の内容のみ掲載＞また、**中小企業緊急雇用安定助成金**の創設のほか、やむを得ず派遣労働者や有期契約労働者の雇用契約の中途解除や雇止め等を行った場合において、当該労働者に対し離職後も引き続き住居を無償で提供するか、住居に係る費用を負担した事業主を支援するため、**離職者住居支援給付金**(対象労働者1名につき、1か月あたり4～6万円)を創設しました。

### 1. 雇用調整助成金

(1)支給要件

・生産量について「最近3か月間の生産量がその直前3か月間又は前年同期比で5%以上減少していること」

・雇用量要件・・・廃止

(2)対象労働者の拡大

「雇用保険被保険者期間が6か月以上の者」に加え、「雇用保険被保険者期間が6か月未満の者」、「6か月以上雇用されているが雇用保険被保険者以外の者(週の所定労働時間が20時間以上の者に限る。)」を追加

(3)給付額・・・休業手当又は賃金に相当する額として2分の1、教育訓練を実施した場合には1日1200円を更に乗せ

## 2. 中小企業緊急雇用安定助成金

(1)支給要件

①最近3か月間の生産量はその直前3か月間又は前年同期比で減少していること

②前期決算等の経常利益が赤字であること(生産量が5%以上減少している場合には不要)

③雇用量要件・・・廃止

(2)給付額・・・休業手当又は賃金に相当する額として5分の4、教育訓練を実施した場合には1日6000円を更に乗せ

## 3. 特定求職者雇用開発助成金

こちらにも拡充、65歳以上の離職者を雇入れた場合も助成金が！

<http://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/c02-4.html>

特定就職困難者雇用開発助成金・・・一部支給回数増など

高年齢者雇用開発特別奨励金・・・雇入れ日の満年齢が65歳以上の離職者をハローワーク又は適正な運用を期すことのできる有料・無料職業紹介事業者の紹介により一週間の所定労働時間が20時間以上の労働者として雇入れること(1年以上継続して雇用することが確実な場合に限る。) <詳しくはおたずねください>

## 4. データ・情報

① 雇止めされた非正規労働者などが失業手当を受給するために必要な雇用保険の加入要件について、現行の「1年以上の雇用見込み」から「6カ月以上」に短縮する方針が明らかになった。また、失業手当の給付日数も60日程度に乗せられる。厚生労働省では、1月の通常国会に雇用保険法の改正案を提出し、2009年度から実施する意向

②減産などの影響により工場の操業を数日間停止した際、期間従業員に支払うべき休業手当を支払っていなかったとして、日野自動車が、八王子労働基準監督署から労働基準法違反で是正勧告を受けていたことが明らかになった。

③厚生労働省は12/26、全国のハローワークが12/19時点で調べた「非正規労働者の雇止め等の状況」を発表した。派遣・請負など非正規労働者の雇用調整(契約の期間満了・中途解除、解雇)について、今年10月からの6カ月間で実施予定または実施済みの数が全国で1,415件、労働者数は8万5,012人となっている。雇用形態別では、派遣が5万7,300人、期間工等が1万5,737人、請負が7,938人など。住居の状況について把握できた3万5,208人のうち、2,157人が住居を喪失している。



④ 11月の完全失業率は前月比0.2ポイント上昇の3.9%。男性は4.1%(前月3.9%)、女性は3.8%(同3.5%)。完全失業者数は256万人で1年前に比べ10万人増加。就業者数は6,391万人で10カ月連続の減少。11月の有効求人倍率は0.76倍で前月を0.04ポイント下回り、2004年2月以来の低水準となった。正社員の有効求人倍率は0.50倍で前年同月比0.13ポイントの低下、新規求人は23.7%減少。産業別では、前月に引き続き「製造業」「サービス業」「情報通信業」などで減少している。

### < T-HRM > TANAKA HUMAN RESOURCES MANAGEMENT

新年が明けました。経済情勢・雇用情勢は厳しさを増すばかりです。派遣法の欠点・結末は法律制度が出来たときには予測された事だと思いますが、先送り・その場しのぎ的な考えはなかったか、とも思えます。とにかく景気上昇を願うばかりですが、雇用対策・助成金関係も緊急なものも創設されています。なんとかこの状況乗り越えるように政府はしっかり働いていただきたいと思えます。

こういう時こそプラス思考で行かねばと思い、名言・名句にマーフィーの言葉を久しぶりに掲げました。先月号で書きましたが1日1日を充実したものにすべく、この新年をスタートさせ歩んで行きたいと思えます。

今年1年更なる精進をしてサポートして参りますのでよろしくお願い致します。